



2025年3月14日

各 位

会 社 名 株式会社アクセスグループ・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 木 村 勇 也
(コード番号：7042 東証スタンダード市場、福証)
問 い 合 わ せ 先 専務取締役 財務企画部長 保 谷 尚 寛
TEL. 03-5413-3001

執行役員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式として新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、2025年3月14日に公表した「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更（拡充）のお知らせ」のとおり、2025年4月1日を効力発生日とする普通株式1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を予定しておりますが、下記に記載された株式数は株式分割前のものとなります。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年5月1日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 5,100株
(3) 発行価額	1株につき933円とするが、2025年3月17日から同月24日までの間のいずれかの日の直前取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（以下「条件決定日前取引日の終値」という。）のうち最も高い金額が933円を上回る場合には、発行価額は条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額と同額とする。（注1）
(4) 発行価額の総額	4,758,300円（本日現在の見込額であり、上記（3）の発行価額に上記（2）の発行株式数を乗じた額とする。）
(5) 割当予定先	当社の執行役員 2名 600株 当社子会社の執行役員 15名 4,500株

（注1）本新株式発行の発行価額の決定方法（価格決定期間を設けた趣旨）

本新株式発行のように、株式を新規に発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、発行価額を決定いたします。しかし、今回、当社は、2025年3月14日に、2025年4月1日を効力発生日とする普通株式1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を公表しております。そこで、当社は、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2025年3月24日に、株価変動等

諸般の事情を考慮の上で、2025年3月13日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である933円と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額を発行価額として決定いたします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、①本日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の執行役員2名に付与される当社に対する金銭債権、並びに、②2025年3月13日開催の当社の子会社である株式会社アクセスネクステージ及び株式会社アクセスプログラムの各取締役会の決議に基づき各社の執行役員合計15名（以下、当社の執行役員と併せて「対象者」といいます。）に対して付与される各社に対する金銭債権の合計4,758,300円（本日現在の見込額）を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金933円又は条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額）、本新株式発行として当社の普通株式5,100株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、対象者の譲渡制限期間を2025年5月1日（払込期日）から当該対象者が当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日までと設定いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株式発行に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2025年5月1日（払込期日）から当社並びに当社子会社である株式会社アクセスネクステージ及び株式会社アクセスプログラムの取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が、2025年5月1日（払込期日）から2026年4月末日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社子会社である株式会社アクセスネクステージ若しくは株式会社アクセスプログラムの取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社並びに当社子会社である株式会社アクセスネクステージ及び株式会社アクセスプログラムの取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年5月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2025年5月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年3月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である933円と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額としております。このような新株式発行の発行価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、発行価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、本方法によって決定される本新株式方法の発行価額は、特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上